行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　法別表第一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～五　略］ 六　健康保険法第百五十条第一項又は第五項の保健事業又は福祉事業の実施に関する事務 七　［略］	**第二条**　法別表第一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～五　同上］ 六　健康保険法第百五十条第一項又は第三項の保健事業又は福祉事業の実施に関する事務 七　［同上］
第四条　法別表第一の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～四　略］ 五　船員保険法第百十一条第一項又は第五項の保健事業又は福祉事業の実施に関する事務 ［六～八　略］	**第四条**　法別表第一の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～四　同上］ 五　船員保険法第百十一条第一項又は第三項の保健事業又は福祉事業の実施に関する事務 ［六～八　同上］
第二十四条　法別表第一の三十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　略］ 七　国民健康保険法第八十二条第一項又は第九項の保健事業の実施に関する事務 八　［略］	**第二十四条**　法別表第一の三十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　同上］ 七　国民健康保険法第八十二条第一項又は第七項の保健事業の実施に関する事務 八　［同上］
第三十条　法別表第一の三十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三十一　略］ 三十二　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）による国税通則法の特例その他の賦課に関する事務 ［三十三～三十八　略］	**第三十条**　法別表第一の三十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三十一　同上］ 三十二　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）による電磁的記録による保存等の承認、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認その他の賦課に関する事務 ［三十三～三十八　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、令和四年一月一日から施行する。

○総務省令第三号　デジタル庁

令和三年十一月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　法別表第二の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 ［一・二　略］ 三　健康保険法第五十五条第三項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給の調整に関する事務　当該調整に係る被保険者に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報 ［四～九　略］ 十　健康保険法第百二十八条第一項の日雇特例被保険者に係る療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金若しくは出産手当金の支給、同条第四項の日雇特例被保険者に係る家族療養費、家族訪問看護療養費、家	**第二条**　法別表第二の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 ［一・二　同上］ 三　健康保険法第五十五条第二項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給の調整に関する事務　当該調整に係る被保険者に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報 ［四～九　同上］ 十　健康保険法第百二十八条第一項の日雇特例被保険者に係る療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金若しくは出産手当金の支給、同条第三項の日雇特例被保険者に係る家族療養費、家族訪問看護療養費、家